

1. 議事日程（平成30年第1回北広島町議会定例会）

平成30年3月9日
午前10時開議
於 議 場

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案の撤回について
日程第3 議案第57号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

一般質問

《参考》

- 真 倉 和 之 平成26年10月にオープンした温水プール「S u i S u i」
の現状を問う
平成30年のコメ政策転換における対応について
亀 岡 純 一 在宅医療・みとりにどう取り組むか
在宅保育に支援を
宮 本 裕 之 2018年度からの農業政策の展望と有害鳥獣対策を問う
北広島町人材育成基本方針と職員採用を問う

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 浜田芳晴 | 2番 美濃孝二 | 3番 真倉和之 |
| 4番 湊俊文 | 5番 敷本弘美 | 6番 森脇誠悟 |
| 7番 宮本裕之 | 8番 山形しのぶ | 9番 亀岡純一 |
| 10番 梅尾泰文 | 11番 室坂光治 | 12番 服部泰征 |
| 13番 伊藤淳 | 14番 中田節雄 | 15番 大林正行 |
| 16番 伊藤久幸 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野博司	副町長 中原 健	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 堂原千春
危機管理監 五反田 孝	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 畑田正法	税務課長 浅黄隆文	福祉課長 清見宣正
保健課長 福田さちえ	農林課長 落合幸治	商工観光課長 沼田真路
建設課長 砂田寿紀	町民課長 坂本伸次	上下水道課長 中川克也

消 防 長 石 井 雅 宏 学 校 教 育 課 長 石 坪 隆 雄 生 涯 学 習 課 長 西 村 豊
会 計 管 理 者 畑 田 朱 美 国 土 調 査 事 務 所 所 長 補 佐 中 川 俊 彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 浦 誠 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（伊藤久幸） 日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を続けます。質問時間は30分以内で、また、答弁においても簡潔に行うようお願いしておきます。質問者及び答弁者はマイクを正面に向けて行ってください。質問の通告を受けておりますので、3番、真倉議員の発言を許します。

○3番（真倉和之） 3番、真倉和之です。先に通告しております大綱3項目についてお伺いいたします。初めに、平成26年10月にオープンした温水プールS u i S u iの現況についてお伺いいたします。現在の温水プールS u i S u iの建設に当たっては、温水プール建設計画が議会に提出されて以来、町民の健康づくりで、水中運動の特性を生かした健康づくりや疾病予防を積極的に推進すること、学校プールについては、当面プールのない八重東、壬生小学校、千代田中学校の学校プールとして利用し、千代田地区の各小学校にあるプールも老朽化しており、順次移行していくことを目的に提案されましたが、議会では、議論に議論を重ねた中で、議会から文教厚生常任委員会に温水プール建設についての検討するよう付託を受けましたが、当時、私は文教厚生常任委員会に所属していましたので、県内外の温水プール9施設、島根県3施設、広島県4施設、岡山県2施設の視察研修を実施いたし、議員のみの全員協議会で視察研修報告を行い、性急なる事業を進めるのではなく、ランニングコスト等含め、慎重な検討も仕入れ、議会の意見を尊重されて、議会決議をされて工事を進められ、平成26年10月に温水プールS u i S u iはオープンいたしました。その後、温水プールは指定管理となりましたが、以降の運営状況の報告はありませんが、温水プール以降、年度ごとの運営と収支状況をどのように検証されているのか。また、今後の運営方針について4点お聞きをしてみたいと思います。初めに、現状の利用状況、平成27年度、28年度、町内外別にお聞きをしてみたい

と思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） それではS u i S u iの利用状況につきまして、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。利用時に町内、町外の別を聞いておりませんので、大変申し訳ございませんが、合計ということでお願いしたいと思います。平成27年度、プールの利用者数が1万8181人、トレーニングジムが7181人、合計しまして2万5362人の利用です。平成28年度につきましては、プールの利用者数が1万6858人、トレーニングジムの利用者数が8446人、合計しまして2万5304人の利用者数となっております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） ただ今利用状況について、27年度は余り経営がよくなかった。28年度については黒字と。2万人以上の利用と答弁いただきましたが、運営経費は、基本計画どおりに収支計画、指定管理者の主事業もオープン後の2年間はある程度順調にいつているのかなというふうに聞かせていただきましたが、利用者数も当初計画どおり利用もいただいていると理解いたしますが、収支計画どおりの運営は今後もできるとお考えか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 収支の状況でございます。こちらは平成27年度のS u i S u iの収支状況なんです、指定管理者のほうで156万4000円の赤字となっておりますが、平成28年度におきましては16万1000円の黒字となっております。指定管理者のほうでも、さまざまな工夫をしながら、収入のほうを増やして、収支状況を改善しているという状況でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 収支については問題ないという解釈をさせていただいてもいいですか。それでは次にいきます。温水プールの建設には、視察地域での温水プールの取り組みなどを含め、町民の健康づくり、疾病予防の推進、学校プールの老朽化による順次移行することを含め賛同いたしました、計画にある病院との連携はどのように進めておられるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 病院との連携でございますので、保健課からお答えさせていただきます。温水プールS u i S u iに特化しての医療機関との連携というのはございませんが、保健課としましては、元気づくり推進事業の水の拠点コースとしてS u i S u iを活用させていただいております。元気づくり推進事業のほうの事業の検討委員会の委員に町内の医師会から医師を委員として委嘱させていただいて、温水プールの活用についても協議検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 協議検討しておるということでありましたら、当初計画にあったわけですから、このことについては実行していただきたいと思っておりますし、大朝のふるさと病院につきましては、島根県の邑南町の健康センター元気館の利用をされております。今後の検討課題だと思いますので、前向きな検討、取り組みをお願いしたいと思いますし、次に期待された効果で、水中運動による健康増進や医療費の抑制の検証について、北広島町も温水プール建設に当たり、

基本計画の中で、三重県いなべ市の元気づくりシステムを参考に北広島町としての医療費削減と町民の健康増進のシステムづくりを保健課とどんぐり財団で共同で策定したいとされていますが、現況どのようにされているのかお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 水中運動による健康増進、医療費の抑制の検証についてでございます。保健課からご回答させていただきます。水中運動による健康増進でございますが、温水プールは、浮力や水圧など水の持つ特性を利用し、腰やひざに負担をかけずに運動することができると言われております。そのため、生活習慣病の予防や重症化予防の運動として保健課としてもお勧めをしているところでございます。保健課事業は、先ほど述べさせていただきましたが、元気づくり推進事業の水の拠点として、月に1回、水中ウォーキング教室を実施しております。毎月平均10人前後の利用がございます。また、特定保健指導の対象者の方に運動習慣の定着を促すために、町内の運動施設を1回使用できる助成券を発行しておりますが、プールもその施設の1つとしております。医療費についてでございます。プール利用に関するフル利用の方に特化した分析というのは行ってはおりませんが、元気づくり推進事業参加者の医療費分析を実施はしております。元気づくり参加者と非参加者、国保の前期高齢者の方の年間医療費の比較においては約6万円程度、元気づくり参加者の方が少ないという結果がございますが、統計的にまだ人数が少ないとこもございますので、お1人の方がひざの手術とかされると、どうしても医療費が上がったりしますので、若干正確かどうかは不透明なところございますが、6万円程度の差があるということは結果として分析しているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） どうも次に聞こう思うこと、先言うてもらったんで、言いにくくなりましたが、ちょっとよその例を紹介させていただきたいと思います。健康増進システムづくりについて答弁いただきましたが、三重県のいなべ市、ここは国民健康保険加入者のレセプト点検を1年間、元気クラブいなべの運動教室に参加した国民健康保険加入者と参加しなかった国民健康保険加入者で医療機関の診察を受けたことのある5544人のレセプト点検を詳しく調査された結果、元気クラブいなべの運動教室に不参加で、医療機関の診査を受けた国民健康保険加入者の年間医療費が1人当たり29万1000円です。運動教室に参加した国民健康保険の医療費は21万3000円と7万8000円も少なく、うちと1万円ぐらい違うかも分かりませんが、国民健康保険以外の方を含めると、いなべ市の運動教室参加者の全体で合計5500万円医療費の削減となったと言われております。いなべ市が事業委託費の4000万円を大きく上回った資料をいただきましたが、今後、どのように取り組んでいこうとされるのか、もう少し入り込んだことをお願いしたいと思いますし、このことにつきましては、行政しかできないことなんです、レセプト点検をしていくのは。そのこと併せて、どういう考え方で、今後進まれるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 今後の取り組みでございます。先ほどから述べさせていただいておりますが、健康増進事業といたしまして温水プールのほうを積極的に活用できるような形で、特定保健指導、併せて重症化、介護予防の取り組みとして取り組んでいこうと思っております。以上でございます。

- 議長（伊藤久幸） 真倉議員。
- 3番（真倉和之） 次に、学校プールのセンター化による経費の削減効果及び幼稚園、小学校、中学生の利用状況についてお聞きをしてみたいと思います。小学校2校、中学校1校のセンタープールの利用による経費の削減効果については、今から答弁いただきたいと思います。利用者をいずれにしても子供を取り組んでいかないと利用者数の向上にはつながらないと言われておりますが、保育園の利用はいただいているのか。そのほかに子供たちに温水プールの利用にどう取り組まれているのか。また、今後小学校がセンタープール利用の予定を持っておられるかを併せてお聞かせいただきたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 学校プールのセンター化による経費節減及び子供の利用状況でございますけれども、温水プールの建設費は4億8900万円ほどかかっております。一方、学校プールを単独でつくる場合でございますけれども、2億1000万円程度かかり、仮に千代田地域の学校にプールをつくったとしますと10億5000万円かかるということになります。結果としまして、建設費が5億6000万円の削減となっているというふうに考えております。それから、子供の利用の人数でございますけれども、これは先ほど言われましたように、保育所、小学校、中学校、それから高校まででございますけれども、7545人ということでございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） プールの整備計画ということでございますけれども、プールの整備計画につきましては、将来、既存の学校プールが漏水等で使えなくなった場合についてはセンター化をしていくという計画でございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 真倉議員。
- 3番（真倉和之） 次の質問へいきます。温水プール運営が収支面で経営者の責任が重いのではないかと心配もありますが、先ほどから答弁いただきますように、私は、温水プール建設の目的の原点に返って、町民の水中運動による健康づくりの効果と疾病予防に取り組まれている岡山県の真庭市、三重県のいなべ市の例を参考に温水プールを利用した健康管理のPRを今以上に進めていただきたいというように思っております。それでは、次の質問にいきます。平成30年度から米政策転換における対応についてお聞きをしてみたいと思います。平成29年度から第3次北広島町農業振興計画10カ年計画が6つの基本目標のもとに作成されましたが、農業、農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と、農業後継者の不足、耕作放棄地の拡大、さらに資材の高騰による生産コストの増加や農産物価格の低迷などに直面し、農家にとって決して温かい希望が持てるようには思えません。しかし産業として、仕事としての農業の魅力を発揮するには、来年度からの米の直接支払交付金が廃止され、農家が自主的に生産調整を実施することが基本で、国は情報提供や非主食米の生産を推進するとされていますが、この農業政策の転換は、町にとって万全な対応が望まれています。これを踏まえて、次の4点についてお聞きをしてみたいと思います。初めに、平成30年度よりの農業政策の転換により、米価の安定が図られるとされているか、町長の所見があればお聞かせいただきたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 平成30年からの米政策の転換による米価の安定等についてのご質問で

ございますので、農林課のほうからお答え申し上げます。平成25年12月に国の農林水産業地域の活力創造フォーラムの決定に基づいて、平成30年産米より行政による生産目標数量の配分に頼らずとも国が策定する需給見通し等踏まえつつ、生産者や団体が中心となって需要に応じた生産が行えるよう取り組むことになりました。これまでは水稻生産農家個々への割り当てを守ることで、米価格の安定を図ってきましたけども、これからは生産者等が消費者の需要動向などを見ながら生産していくこととなります。今後は、県の示す目安に基づいた生産が行うと米価の安定が図られるというふうに思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） なかなか難しい対応でございますが、北広島町の中山間地域の条件の悪いところは、大量の耕作放棄地が出てくるような気がするんです。同時に、日本農業でやられてきた多面的機能が失われるのではないかという心配も危惧しておりますが、米政策転換による自治体の万全の対応が望まれるわけでありますが、特に広島県は、米の消費県でありながら、広島県の水稲作付面積は年々減少し、特に米価の下落の大きな年であった平成26年を境に、大幅に減少し、25年から28年産にかけて、非主食米の作付面積は大きく増加していますが、主食米の生産面積はマツダスタジアムの281個分の1470ヘクタールの面積が減少したと言われておりますが、北広島町の基幹作物である水稻作付、平成30年からの米政策を町民にどのように周知していかれるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 町民への米政策の周知というご質問でございます。この米政策の変更につきましては、昨年12月にすべての水稻生産農家に対して、本町における生産の目安等の概要を記載しましたチラシを配布しております。また、2月末にも全水稻生産農家に対して、これに関する資料を配布をさせていただいております。行政による生産調整がなくなったこと、また、米の消費が毎年8万トン減少していることを考えると、過剰の危惧は拭えませんが、生産者のほうにしっかりと目安を守っていただくような周知徹底を行ってところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 町民に周知したというのは、物を配れば、それで済むのではないと思って、私は思っておりますが、私が周知の一番大事なことは町民への浸透力だろうと思うんです。いかに町民へ町が流していることが浸透しているか、と同時に行政の行動力だと私は思っております。まだ、こういうことを聞こうとは思ってなかったけど、どうも質問してくれということでありました。そこらも、いかに浸透しとらんかということであることはご存じいただきたいと思っておりますし、次に生産数量の目標配分はなくなり、米の政策に対する過剰作付の発生と、その対応策について、どう考えを持っておられるか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 生産数量の目標の配分がなくなりました。このことから、対応といたしましては、国からの情報提供により、米の需給動向踏まえた行政及び生産者団体で組織される広島県農業再生協議会において市町ごとに生産の目標が示されます。これを水稻農家の皆様にお知らせし、過剰作付が起こらないよう対応していただくこととなります。先ほどご質問のあったように、どれだけ浸透させるかというのも大変重要な問題でございます。これまで2回ほど文書的なものを出しておりますけども、これからは、適宜需給の情報も含めた形で

情報提供させてもらいたいと思いますし、国のほうもマンスリーレポート、あるいは生産の状況、それらについての公表も行っているということでございますので、参考にさせていただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 飼料米、米粉用米、飼料稲などの戦略作物により、需給や米価の調整を図るとされてますが、北広島町の見通しや受け入れ状況は大丈夫か、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 飼料米等の戦略作物についてのご質問でございます。畜産におけるえさの需給率は、日本では大変低い状態でありまして、米を飼料に活用することは食料需給率の向上につながるものと思います。ご質問のように、主食用米の戦略作物、これを生産調整のために使うというのは間接的ではございますけども、重要になると思います。本町における非主食用米の生産については、平成28年度の実績では260haでございます。平成29年度の作付実績においては260haであります。平成30年度においても横ばいもしくは微増となるというふうな見込みを持っておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 次に、稲作の生産効率の向上や独立ブランド、このことについては昨日も一般質問の中で出ておりましたが、の見通しについてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 主食用の米価が安定することにこしたことはありませんけども、米消費の動向からは、長期的には低下傾向であるという推測もあり、所得確保のため、生産コストの低減は、水稻農家経営にとって大きな課題であると思います。このような中、生産効率の向上ということで、密苗育苗、あるいは除草剤の流し込み施用など、低コスト化について、県の指導機関やJAグループからの技術提供もあり、担い手及び集落法人等で研究、あるいは取り組みがなされつつあります。それからブランド化のところでございますけども、これからは米政策の転換により、ますます産地間競争も拡大するというふうに推測もされます。現在、千代田地域の集落法人連絡協議会において花田植米として販売するなど、独自ブランド化の取り組みもあります。今後においても、米の独自ブランド化の取り組み等により、北広島町産米の消費拡大を進める必要があるかと思えます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） それでは初めに生産効率についてからいきたいと思いますが、これは農林水産省の資料によりますと、水田を20町作り、転作は小麦で対応されてます。これは課長ご存じだと思いますが、経営は、家族経営の2人でありまして、忙しいときには乗用をお願いするという農家の経営状況、ずうっと資料見ていますと、その中で、一番生産費の中で占める割合が高いのは農薬なんですね。農薬の割合が17.2%となっております。これはいかに労働力がなくなるんで、農薬に頼ってくるかということとはよくわかりますが、その中で所得率が20%ということでありまして、特に耕作面積の少ない農家については、これではもうからんけ、つくらんよという者が、次の世代は必ず出てくるだろうと思います。そこで農地の集約化という問題も出てくるかもわかりませんが、その辺を今から3年先、5年先を見て対応しとかんと、大きな北広島町の穀倉地帯が荒れてくるんじゃないかというような気がいたしますし、29年度の農業振興資料にでも独自ブランド化について非常に言われておりますが、1年間何か出て

きたものがありますか、ブランド化。29年度の農業振興資料、集落でやられる資料、ブランド化の問題が書いてあるんです。詰めが書いてあるかと思ったら、詰めが書いてない、せどろが開けたような書き方がしてあるんです。どういうことを真剣に、本当にブランド化について取り組もうと考えておられるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 米につきましては、やはり主体は販売の主体である生産者、あるいは生産者団体でございますので、こちらのほうでしっかりと考えていただきたいと思います。先ほどご紹介しましたように花田植米とか、各農家によって独自のブランドとして、米を有利に販売されるというところがあります。町として、かかわっている点というところにつきましては、一昨日もありましたけども、特産ということで、北広島町の場合、ホウレンソウが約1億円になるというところがありますので、これについては、今、農家個々でばらばらで生産している状況があると。これをできれば北広島町一円の広い意味でのブランド、こういうものを作っていきたいというふうな取り組みも行っているところがございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 農業問題は、先ほども言いましたように、このまちの基幹作物を作っていくものでありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、早く進めてきましたが、次に協働のまちづくりに向けての考え方をお聞きしてみたいと思います。新しい北広島町をつくるため、住民と町が支え合う官民協働と、自分たちの地域は自分たちで治めていくとする住民自治を発見していくため、まちづくり基本条例を制定し、北広島町まちづくり拠点整備基本計画の答申を受けられましたが、次の4点についてお聞きしてみたいと思います。初めに、まちづくり拠点整備の施設が完成するのは平成32年度とも言われていますが、拠点整備が上がるまでにどのような考え方で進まれ、また、ソフト面の計画はどのように考え、進めていかれるのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まちづくりの拠点整備基本計画でございますけども、この計画につきましては、今年度この基本計画、基本構想をまとめたものを策定したところでございます。今後は、この基本計画にのっかって、ハード面・ソフト面両面進めていくわけですが、計画的に、スケジュール的には平成30年度に基本設計、実施設計を行います。ここで、この段階で、また幅広く意見を聞く場も設けてまいりたいと思っております。その後、31年度、32年度にかけて建築工事を行う予定としておりますので、基本的には現在策定しております基本計画にのっかって進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 次に、協働の仕組みづくりは、住民と自治組織、町の執行機関の役割は、基本的な行動を明確にして、平成29年度に基本的な連携体制や行動を示したガイドラインを作成し、地域の将来ビジョンや行動計画を作成し、計画的な事業の実施を言われていますが、地域づくりの基本は、先入観を捨てて取り組むことであり、自治体と民間との考え方の違いは確かにあると思いますが、そのことを踏まえていくことだと思っておりますが、現状どのように取り組んでおられるのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 協働のまちづくりにつきましては、先ほどありましたように、まちづく

り基本条例を策定をいたしまして、これを基に改めて協働のまちづくりを進めてまいりたいということで、29年度当初にどういうふうに進めていくのかというふうな仕組みづくりということで、区長会等で説明をしたものでございます。この仕組みというところの中で、取り組みとして4点挙げております。1点目としまして、住民個々の皆さんとの取り組み、2点目には、地域組織との協働の取り組み、3点目に行政組織の充実強化、4点目に協働のガイドラインの作成ということで、この4点について、29年度から進めてきているところでございます。特に今年度につきましては、地域組織、地域協議会との連携による取り組みを進めているところと、また、内部的な職員の資質の向上、またガイドラインとして、まちづくり基本条例の意味するもの、解説書等を作成しているところでございます。引き続き、この取り組みを来年度以降も続けて、また、各町民の意識の向上を図られるように幅広く進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 企画課長から、るる答弁をいただきましたが、企画課長にも言うておきましたが、滋賀県草津市の協働のまち推進計画というのを作っておられます。あれを取ってみただくとかなり参考になるところがあると思いますが、取られましたか。と思いますので、そこらもやはりいいところは盗んでやっていくようにした方がいいと思います。かなり住民に対して入っていかれるようなものを書いてあるような気がします。次に、地域協議会のアプローチについては、地域の将来ビジョンや行動計画のベースになる旧町域の特色や課題を踏まえたランドデザインの策定の支援を行うとされています。スケジュールでは、平成29年度の第4四半期での作成となっておりますが、現状はどこまで進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 協働のまちづくりを進めていく上で、地域協議会などの地域組織に担っていただく役割は非常に大きなものがあると思っております。その中で、地域協議会、各4地域でございますけども、この地域協議会との協働の取り組みとしまして、まずは、各地域協議会にこの協働の取り組みとは何ぞやというふうなところを区長会にお出しした資料をもって、それぞれお話をさせていただいているところでございます。また、各地域協議会の会長会議等も随時行いつつ、情報共有もしながら進めてきているところでございます。その中で、今年度、旧4町域のランドデザインを作ろうというところの取り組みでございますけども、各地域でワークショップ等を開いて、その目指すべき姿を考えてみようということで、千代田地域につきましては、12月、また1月、2回行っておりますし、豊平地域でも開催をいたしております。大朝地域につきましては、もう既に100人委員会等というふうな形で、そういう取り組みを進めておられますので、それをさらに進めるという取り組み、また、芸北地域につきましては、この3月にワークショップ等行われるということで、最終的には、これらの動きの中で出された意見を取りまとめ、ある程度のランドデザイン、大きな指針というものをつくってまいりたいと思っております。このランドデザインを基に、引き続き、振興会単位、旧小学校区単位で、それぞれの地域に合ったビジョンでありますとか行動計画を作っていくというふうな流れで進めていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁をいただいて、答弁はいいんですが、今受けるほうの地域に非常に力が

なくなっている。高齢化により非常に力がなくなっていることは確かであります。地域で農業の問題でもない限り、ほとんど寄って話をすることがないぐらい、人との関係が薄くなっておることは時代と同時に、高齢化によって、私は夜出るのはたいぎいよと言われる地域が出てきているのも事実でありますし、それについて、行政組織の充実強化と組織の改編につきましては、協働のまちづくりに行政組織の充実強化し、地域に定着した体制がとれる組織体制を平成30年度から整備を言われておりますし、このことについては、既に説明など受けましたが、どのようなかわり方を地域でしていかれるのかということは、非常に先ほど言いましたように、地域は非常に高齢化と同時に力がなくなっているんです。そのことを踏まえて、どのように進めていかれるのか、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今後の取り組みですけれども、今、お話がありましたように、各地域それぞれいろんな課題があるかと思っております。地域力の低下、これはマンパワーというところもあるかと思っておりますけれども、高齢化等々で、いろんな課題がございますけれども、地域によって、その課題というものは少し変わってくるんだらうと思っております。そのためにも、その地域に合った取り組みを考える。それを考えていくためには、地域の実情を最も知っておられる地域の皆さん方が知恵を出し合いながら進めていくというのが非常に大事だと思っております。そういう意味合いで、今後どう進めていくのかというのがビジョンであり、行動計画という言い方をさせてもらっておりますけれども、なかなか、じゃあ作りましょう、考えてみましょうといっても難しい部分はあろうかと思っております。まずは、地域としてのリーダーシップは、今進めております地域協議会が地域の組織としてのリーダーシップ、推進役をとってもらいたいという思いはございます。また一方で、行政としまして、30年度地域づくり係、各支所、本庁に設置をいたしまして、しっかりかかわっていくというふうな体制をつくっていくというふうな予定でございます。そういうことで、すべての地域同時進行でいくというふうなことはなかなか難しいかとは思いますが、その地域で、まずはこういうことを課題を整理し、こういうことに取り組んでいこうというふうなところから、職員もしっかり入り込んで、またこれを進めていく専門の業者、コンサル等もあります。専門の先生方もおられますので、そこら辺も一緒になって、今度はもっと小さな振興会単位レベルのところまで入り込んで、課題解決を進めていきたいと思っております。こういうふうなことを着実に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） それでは、今まで地域づくりについて質問してきたことをまとめて質問をしていきたいと思っておりますが、町民は、地域課題の取り組みに向けての結束力は私はあると、まだ見ておりますが、地域ビジョンづくりは、町民、住民のやはり行動目線だと思っております。大切なのは施策の浸透力と先ほど言いました実行力だと思っておりますが、行政組織が何ぼ中心になって、戦略を構築しても実現していくのは町民の力であり、地域住民や各種団体の活力がなければ、課題に立ち向かうことは難しいというように思っております。そのことを心がけ取り組んでいただくことを念じて、この事業が成就することを願いたいと思っております。答弁があれば、答弁いただいて、私の質問は終わりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 高齢化等、地域によっては活力がなくなっているというふうなお話がありま

したけども、あくまでも主役はやはり地域の皆さんであるというふうに思っています。行政もそこへ入って一緒に考えさせていただいたり、お手伝いをさせていただいたりしたいというふうには思ってますが、地域の皆さんが主役となって、持続可能な取り組みとなるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤久幸） これで、真倉議員の質問を終わります。次に、9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡です。先に通告しております大綱2点についてお伺いいたします。

1点目は、在宅医療、みとりにどう取り組むかです。新聞報道によりますと、この2月7日に、中央社会保険医療協議会、以下「中医協」は、平成30年度の診療報酬改定案をまとめ、厚生労働大臣に答申したとのことでした。今回の改定の基本方針には、人生百年時代を見据えた社会の実現を見据えて、各地域で医療と介護の切れ目のない連携を進める地域包括ケアシステムの構築を掲げています。地域のかかりつけ医機能に対して点数の加算を設置したり、新設したり、入院から在宅医療へ誘導したりする内容になっています。在宅ターミナルケア、これは患者の住みなれた自宅において、死を前にした患者さんと、その家族にでき得る範囲の中で、よりよく生きることに手を貸すことということではありますが、この在宅ターミナルケアを充実させたり、特別養護老人ホームに入っている末期のがん患者らに対する訪問看護の療養費を手厚くすることで、自宅や介護施設でのみとりをしやすくする狙いがあります。さて、公立病院は、地域医療確保のための重要な役割を果たしていますが、その多くが経営状況の悪化や医師不足等のために医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっていたことから、国は平成19年に公立病院改革ガイドラインを策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、公立病院改革プランの策定を要請しました。これを踏まえ、それぞれの地方公共団体で病院事業の経営改革に取り組み、一定の成果を上げてきました。しかしながら、厳しい環境が続いており、持続可能な経営を確保し切れていない病院も多く、また人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれています。地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことがますます必要になっているため、引き続き、1つ、経営効率化、2つ、再編ネットワーク化、3つ、経営形態の見直し、4つ、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、この4つの視点に立って改革を進め、地域における良質な医療を確保していく必要があるということで、平成27年3月に出示された総務省の新公立病院改革ガイドラインを受けて、北広島町では、昨年平成29年3月に新公立病院改革プランを策定されました。そこで、お聞きします。このプランで、最も重点を置いた点は何でしょうか。また、その理由、あるいは背景にどのようなことがありますか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 新公立改革プランについてでございます。保健課からご回答させていただきます。議員おっしゃいましたように、平成27年3月に総務省が示した新公立病院改革ガイドラインにより、病院事業を設置する地方公共団体は、平成28年度中に新公立病院改革プランの策定を求められましたため、平成29年3月に北広島町豊平病院・芸北診療所群新改革プランを策定いたしました。新改革プランの内容では、県が定める地域医療構想を踏まえ、公的病院、診療所のおかれている現状から、地域の医療提供体制における果たすべき役割を明確にし、地域における良質な医療の確保を求めるものでございます。そのため、将来を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた病院または診療所の果たすべき役割に重点を置いております。以上でございます。

- 議長（伊藤久幸） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 地域包括医療システムに重点を置いているということでもあります。今回の答申にある内容と、だいたいそれに沿っている内容かとは思いますが。我が町では、人口動態等も全国に比べて少子高齢化が先駆けて進んでいるようなところがあるわけですから、その辺があるのだろうというふうに思います。それで最初に述べた中医協が答申した改革案は、今後どのように具体化していくのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 今後どのように具体化していくかということでございます。町としましては、今年度策定をしました第7期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、具体的に取り組んでまいります。特に中医協にありますように、医療と介護の切れ目のない連携につきましては、地域の医療、介護、保健、福祉それぞれの専門職が相互に情報を共有し、顔の見える関係づくりを進めてまいります。併せて、地域の現状や課題などを把握するとともに、町内の医療機関や介護事業所などと緊密に連携を取りながら、北広島町バージョンの医療・介護連携体制の構築を考えてまいります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 今の話にありました医療、介護、福祉の連携について、もう少し聞いてみたいんですが、具体的にどのような活動、何かされていることがありましたら、お願いします。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 具体的なところでございます。現在もさせていただいております多職種連携推進研修会、これは町内の医療機関、歯科、医科含めて薬局も含めてでございます。と介護事業所等の関係者の方に集っていただく研修会の開催、あわせて町内の病院の事務長様に来ていただいた医療連携会議などをさせていただくということに併せて、地域ケア会議を定例的に開催しておりますが、この会議を30年度以降、また具体的に地域に根付いたものになるように展開してまいります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） これも前々から、かなり連携をとってやっていっておられるように感じております。そして、この中医協の答申を受けて、この昨年策定された新改革プランにどのような影響を与えると考えられますか。あるいは特になのか、その辺のところをお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 本町の新改革プランにどのような影響を与えられるかということでございますが、新改革プランにおきましても、北広島町豊平病院及び雄鹿原診療所が地域包括ケアシステム構築に向けた果たすべき役割を示すとともに、先ほども申しましたように、多職種共同による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に向けて取り組んでまいります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） ということは、これまでやってきたことの流れをそのまま継続するというふうに考えてよろしいですか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） おっしゃるとおり、そこを継続させていただきながら、併せて、今の現状もしっかりと課題を把握させていただきながら、また進化をさせていくということまで

ざいます。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） かつては、自宅で死を迎えることがごく一般的でしたが、しかし日本全体で、昭和51年に病院死が在宅死を上回り、ここ数年は80%前後の人が病院で死んでいます。本町における在宅医療、みとりの現状と課題をどう考えていますか。また、今後どう取り組まれますか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 在宅医療、みとりの現状でございます。芸北地域におきましては、雄鹿原診療所を中心に過疎地域のみとりが多職種の連携の中で構築をされております。全国的にも先進的な取り組みとして評価をしていただいております。他の地域におきましても、ケアマネジャーがコーディネーターとなり、主治医、訪問看護、事業所などと連携し、取り組んでおります。課題といたしましては、在宅医療・介護を支える介護・医療の人材不足でございます。併せて、御本人の病状及び御家族の思いやサポート体制、地理的環境でございますとか、積雪などの自然環境などから在宅みとりをご希望されても必ずしも実現できないこともございます。今後の取り組みでは、住民一人一人が、自分はどう生き、どう死んでいきたいかを考え、発言し、伝えておくことが必要であるということ住民に伝えていくということともに、在宅医療を担う人材の確保と知識や技術の向上などの人材育成の支援に取り組んでまいります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 在宅医療、みとりというのは、言葉で言うのは簡単であります、今言われましたように、さまざまな問題がそれぞれにあるのだなというふうに思います。先に言われましたように、自分はどういう最期、死に方をしたいかということ伝えておくということでありましたけども、それと同時に家族、周りの者と一緒にやって、しっかりと話をしておくということも大切なのではないかなというふうに思います。先ほどの答弁に出てきました雄鹿原診療所ですが、雄鹿原診療所は、入院施設を持たないへき地、無床診療ではありますが、約2300人が住む地域全体を視野に入れた地域包括ケアの中心施設となっております。長年にわたる意欲的な取り組みを継続することで、中山間地における理想的な医療供給体制として、ここ5、6年で全国的に知られるようになってまいりました。雄鹿原診療所で所長であり医師であられる先生から直接お聞きした現場の声を少し紹介したいと思います。現在、芸北地域の健康診断受診率は70%を超えています。全国平均は46%程度、北広島町の他地域が20から40%であることを考えますと、これは突出した数字であります。先生がかかりつけ医として、その患者さんの最期を見届ける覚悟で日常診療しているので、必ず健康診断の受診を勧めるそうあります。そして一人一人の健診結果を自ら電子カルテに転記入力して、その項目と数値を把握されています。その数は1シーズン400から500人にも上ります。受診率向上のための余計な予算立てがなくても、膨大な労力と絶えない情熱で健診の受診率を上昇させているということだと思います。在宅医療と施設終末期ケアに取り組むチームは、主に医師とケアマネジャーと訪問看護師で構成されています。この中で中心になって音頭をとる重要な立場にあるのが医師であり、また、何年か継続的に活動してこそ、チームとしての力が発揮できるのだそうです。在宅終末期ケアにおいて最良の結果は、本人、家族ともに穏やかに最期を迎えることあります。そして在宅療養を続けられなくなる要因は、患者本人より、むしろ刻々と死に向かっ

て進んでいく患者に対する不安と疲労が募ってしまった家族であります。そのため在宅ケアチームは、家族がそれを受け止め、死を納得し、その上で穏やかな気持ちになるように常に家族にも関心を持つことが大切なのだそうです。現在では、在宅と老人保健施設で、年間20例前後のみとりをされており。これは地区住民の死亡数の約4割から5割をみとっている計算になります。住民の意識として、死ぬのは病院という概念ができ上がってしまっている中で、一度廃れたみとりの文化を再興するには何らかの積極的な働きかけが必要であったため、在宅ケアチームの発展的維持とは別立てで、住民への情報提供、学習会の開催、教育講演などを地道に行ってくる必要があったそうです。先生いわく、現場としては、システムづくりとかチームづくりに専念すべきであり、在宅医療に対する地域の文化の醸成とか啓発は行政がしっかりとやっていたきたいとのことでした。所見をお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） おっしゃるとおりでございます。保健課といたしましても継続して地道に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ますます高齢化、そして地域の人口が少なくなっていく中で、なかなか大変なことではありますけども、それだけに一層、お互いに意識していく必要があるのではないかとこのように思います。それでは大綱の2点目は、在宅保育に支援をという題目で質問します。政府は、昨年12月に幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ人づくり革命と生産性革命の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。教育無償化には2兆円規模を投じ、財源は2019年10月の消費税増税分の使途変更などで確保する。2019年4月から幼児教育・保育の無償化を一部先行実施し、2020年4月に高等教育を含め、全面実施するという内容です。そこでお伺いします。現状、本町の公立保育施設に対して、町が負担する公的資金は一施設当たり年間いくら必要でしょうか。また、それを幼児1人当たりで換算するといくらになりますか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 平成28年度の決算で申し上げたいと思います。町立保育所5施設ありますけども、その運営にかかった費用は、全体で約2億600万円で、児童1人当たりで計算しますと約160万円となっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 児童1人当たり年間に160万円、ひと月で割ると10万円以上ということになります。まず、これを念頭に頭においといて、次の質問にいきます。政府の幼児教育・保育の無償化が実施された場合、先ほど答弁いただいた町の負担はどのようになるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 幼児教育・保育の無償化が実施された場合、これ現状の補助率で計算をさせていただきますけども、平成28年度の公立の保育施設の運営費に対する町の負担で試算いたしますと約2億1500万円で、約900万円の増額を見込んでおります。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 約900万円の増額、ちなみにこれを先ほどの幼児1人当たりで考えるとどうということになりますか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

- 福祉課長（清見宣正） 1人当たりの増額分を試算しますと、約7万円の増額となります。
- 議長（伊藤久幸） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 単純に言いますと、先ほど160万円だったものがプラス7万円ということですね。いずれにしても、それだけ公的な資金がかかっている。さらに無償化になれば多くなるということでもあります。それでは次の質問ですが、人口の減少に伴い町内保育施設の適正配置が検討されていますが、自宅での保育に手厚い支援をすることで、親子の絆を育む子育てを力強く応援してはどうかというふうに考えます。現在、保育園には税金が充てられています。先ほどお聞きした内容であります。保育園に預けない家庭に対して、その税金分を手当として給付してはどうかということでもあります。今提案した内容を在宅育児手当というふうと呼ぶとして、これについて、日本財団の本山勝寛氏の記事を引用させていただきます。保育園に預けるか家庭で育児をするかは各家庭が自分たちで選択し、両者に対して、なるべく公平に補助を行うという考え方があります。フィンランドやノルウェー、デンマークなど女性の社会進出が進み、かつ高い出生率を維持している北欧で実施されており、最近では、ドイツや韓国などでも同様の制度が導入されています。在宅育児手当を導入すれば、そういった世帯のうち、特に働くのがより難しい状況にある乳幼児を育てている世帯に対して直接給付されるので、家庭の経済的負担が軽減され、少子化を抑制する機能を果たすことが期待されます。いかがでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 日本では諸外国が制度化しております在宅手当に相当しているものが児童手当ではなかろうかと考えております。少子化対策として、家庭での保育、経済的な支援となろうと思えますけども、この制度の設計を行うということになれば、かなり議論、検討が必要ではないかなと考えております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 児童手当は、保育園に行っても行っていなくても、これは受けられるものです。また、それとは違う意味合いで少し考えているんですが、また、このように家庭で子供をみるという保育に対して支援するということは、単に経済的な面だけではなくて、その児童が成長していく段階で非常に重要な内容に関係してくる面もあるのではないかなというふうに思っています、これからの質問を続けていきたいと思えます。今度は、心理療科で、臨床心理士の網谷由香利氏の著書を引用します。急速な少子化傾向の原因はどこにあるのか、なぜ結婚しないのか、なぜ子どもを生まないのか。女性が安心して子どもを産み、健やかに子どもを育てることのできる社会にしていかなければ、この少子化を食い止めることは不可能でしょう。今の日本は、子どもを持った女性の社会進出にのみ視点が偏り、そのための支援ばかりが議論されていて、もう一方にある子育ての重要性については誰も語らず、脇に押しやられてしまっているように思います。人間の赤ちゃんは、ほかの動物と比べて未熟な状態で生まれてきます。赤ちゃんは、自我が確立されずに生まれてくるため、母親は自分でもあり、母親の目や鼻や口などを自分の部分対照としてとらえているのです。分かりやすく言えば、母親を鏡として赤ちゃんは自身を見ているのです。このような状態を母子一体化と呼びます。赤ちゃんは、生まれた直後の母親と同一化した状態から始まり、母親を安全基地として、およそ3歳ぐらいになると徐々に母親から分離していきます。その分離が始まる以前に母親から引き離されると、心の深い領域が不安な状態になってしまうのです。建築で例えるなら、基礎ができていないのに立派な外壁をつくったり、屋根を乗せたりしても、やがて崩れてしまい、がれきの山となっ

てしまうのと同じです。ここで少し補足しておきますと、ここでいう母親とは、必ずしも生みの親でなくても、それが父親であったり、生んでくれた母親に替わる一人の人であればよいのだそうです。集団保育の弊害について、外国では既に実例があります。イスラエルのキブツでの例や、旧ソビエトのコルホーズなどの実例を実地調査した結果が報告されています。それぞれ社会みんなで子どもを育てようという理念のもと、母子を離して子どもを育てました。その子どもたちが思春期、青年期に至ったとき、問題行動を起こす例が多発し、犯罪が蔓延しました。社会全体が母子分離による弊害に気づくのに20年とか25年もかかって、ようやく、とんでもない状況が生じると気づいたのです。イスラエルの場合には、集団保育を廃止する改革につながっていきました。旧ソ連のコルホーズでも親子の関係は崩壊し、大人となった人たちに離婚が急増、少子化も加速、性犯罪も横行しました。明らかに母子分離させて平等に育てるという方策が子どもの人格形成に悪影響を与えたのでした。結局、旧ソ連でも国家崩壊の危機に直面し、1936年に制定されたソ連憲法では、家族の価値を重要視するようになりました。母子分離が社会的混乱の要因となるのが今から80年も前に立証されているのです。ノルウェーでは、原則として、保育園で0歳児は預かってくれません。家庭で赤ちゃんを育てます。親には1年以上の育児休暇が認められ、休暇中も給与の100%が支給されるために生活のために0歳児を保育園に預ける必要がないのです。以上、引用です。そこで今度、日本の話に戻りますが、この日本の他の市町で、在宅育児世帯への支援を既に実施されている例を把握されているでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 在宅育児世帯への支援につきまして、日本では、鳥取県を中心に各市町がそうした支援をここ最近取り入れておるようです。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） その中で、何かどこか具体的なところで具体的な話が出していただけますか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） ある町ですけれども、乳児家庭保育支援手当金支給制度という制度を設けられておられます。この中身につきましては、少子化対策と乳幼児期の親子の愛着形成を図るために保護者に対し、経済的な支援を行っておるというものがあります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 我が町では、平成30年度からネウボラが実施されるということですが、ネウボラもそういった子育てに対する一つの支援ではあると思いますが、そのあたりのところで、今のお話と関連づけて、町のほうで支援していただける内容がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 子育ての重要性につきましては、亀岡議員のほうから、るる説明がありましたけれども、同じように、子育ての第一義的責任が家庭にあることは広く認識されているところでございます。家庭がしっかり子どもと向き合い、愛情を注ぐことは子どもの成長に欠かせないということから、家庭が子育てに関して本来的な役割が果たせるよう支援していくという観点で、今後取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今回提案させていただいた在宅保育に経済的な支援をとすることは、一つの

提案であり、一石を投じるというような気持ちではあるんですけども、子どもが少なくなっていく中で、あるいは保育園を統合、整理していかないといけないという中で、また、保育園に預けなくても、安心して家で子どもを育てたい方は、育てることができるというような体制をつくっていくというのは大切なことではないかなというふうに考えて、この問題を提案させていただきました。それでは、最後の質問になりますが、当面、私たちは人口が減少することを前提にしていかなければなりません。人口が少なくなっても心豊かに未来に希望を持って暮らせるまちづくりを目指して、今のうちに、それこそ昨日の同僚議員の最後の質問にもありましたように、心が暗くなるのではなくて、わくわくするような思い切った施策を展開して、未来に道を開いていくべきではないかというふうに考えます。町長の所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 若者子育て世代の安定した雇用の創出、Uターン等の定住対策や教育・保育の質の向上、家庭の協力による子育て、地域の連携など、町を挙げて子育て支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 町を挙げて子育て支援をしていくという、非常に大切なことだと思います。そこにさらに一歩前進させて、わくわくするような、じゃあ何だということになりますけども、先ほど言ったような、ほかにはないような施策、これがあるなら北広島町に行きたいと思うような、それこそわくわくするような施策、そういうものを知恵を出し合ってやっていくと。そういうことが大切ではないかと思います。改めて、町長、所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） わくわくするようなまちづくり、それから心豊かに未来に希望を持つようなまちづくり、そのことについては異論はないわけでありましてけども、今、核家族化が進み、いろんな状況、多様な家庭があるというふうに認識をしております。そうした中で、公平なことになるような施策も打っていかなければならないというふうに思っておりますし、先ほど提案があったようなところは、基本的には国政で議論されて少子化対策として政策を検討してもらいたいことだというふうに思っております。町では、町のできる子育て支援のところを精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 私も、できることは何だろうかと思っていきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（伊藤久幸） これで亀岡議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。35分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 25分 休憩

午前 11時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、7番、宮本議員。

○7番（宮本裕之） 7番、宮本裕之です。先に通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、2018年度からの農業政策の展望と有害鳥獣対策を問うものでございます。平成30年度から、米の生産調整に併せて、10a当たりの米の直接支払交付金75000円が廃止され、稲作経営者にとっては大きな打撃になってくると思われまふ。特に法人等大規模な経営体ほど影響が大きく、例えば主食用米30haを栽培している場合、約225万円の減収が見込まれます。転作を支えている水田活用の直接支払交付金についても、現状どおり、将来にわたり維持されていくのか、生産者の不安は大きいと考えます。加えて飼料用米についても財務省は抑制する姿勢を示しています。こうした状況の中、2019年1月から収入保険制度が実施されます。品目を限定せず、農家ごとの農産物の販売収入を対象として、自然災害による収量の減少に加え、価格低下なども含めた収入減少を補填するものですが、農業経営者に詳しい内容は説明されておられません。そこで、今年度から大きく変わろうとする農政及び被害が深刻な有害鳥獣対策について伺います。最初に、主食用米の生産調整は、2018年（平成30年度）から、どのような展開になるのかお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 主食用米の生産調整、2018年度からどのような展開になるのかということでございます。農林課のほうからお答えをさせていただきます。平成30年産米より、行政による生産目標数量の配分が廃止され、米の需給見通し等踏まえ、生産者や生産者団体が需要に応じた生産を行うこととなりました。これまでは水稻生産農家への主食用米の作付割り当てを守ることにより米価格の安定を図ってきましたが、これからは、生産者が主体となって広島県農業再生協議会の示す生産の目安を参考としながら、需給に応じた生産をして、米の価格の安定を図っていくということになります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） この需要と供給のバランスが今後大きな課題になってくると思うんですが、私も以前話したように、弥生時代から日本の主食は米だったわけですが、2016年、一転して、日本の国民の主食はパンに変わっております。そうした状況の中、人口も減少しており、どう考えても、本町が示している主食用米の2066ha、これ昨年、大災害も発生しており、農地がまだ復旧してないところもたくさんあるんです。こうした状況を考えてみても、なかなか主食用米の生産がこれまでのように維持していくということはなかなか考えられないと、私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 確かに議員ご質問のとおり、広島県においても、おっしゃられるように、29年度生産目標に達していないというふうな状況です。本町においても同様でございます。本町においては、目標数量の6%ぐらい少ない実作付面積で29年度はございました。今後においてでございますけれども、あくまでも推測ではありますが、そこらの米を作れなくなった農家を含めたところの農地の集積、これを図っていった主食用の米を増やしていかなければならないというのが広島県の方針でもありますし、本町としてもそのように考えております。それから、加えて、本町も広島県も同様でございますけれども、この生産調整がなくなった場合、やはり県外からの米の主産地からの移入、北海道、あるいは新潟の生産された米が広島県にどんどん入ってくるというふうな状況も考えられますので、米の増産も必要ですけれども、その販売、こ

ちらのほうにも生産者、あるいは生産者団体のほうも力を入れていかなければならない。それについて行政も支援もしていかなければならない。このように考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） それでは、ただいま答弁があった農地集積ですね。規模拡大が進むことによって、本当に農業経営にとって、稲作経営にとってプラスに転じるか、こういったところを私は疑問視しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 一般的には、農業経営において規模が拡大すると施設及び機械等の固定的経費、これが相対的に低下し、収支がよくなると言われております。また、広島県農業再生協議会により、広島県の水田農業振興方針が作成されております。この中で、平成28年度における米生産費の規模別収支、この比較がされておまして、これによりますと、やはり規模が大きくなるにつれて収支はよくなるということとされております。当然、経営内容、資産の多い少ないも含めてですけども、それにもよりますが、農地の集積による規模拡大は農業経営上プラスになるものと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） そうですね。当然規模拡大はコストを下げて所得向上につながるという論点は分かります。しかし、これは米価が安定しているの話であって、作れば作って、需要と供給のバランスが崩れると、どうしても米価が下がったら、これは昨日も同僚議員が言いましたが、適正規模というのがどうしてもあります。個人農家、家族経営でしたら、やはりもう中山間地域においては15haから20haが限界でありますし、法人規模でトラクター3台所有している規模でしたら、やはり40から50haが適正規模、限界。こういった中で、じゃあ100haを目指してやりましょうというのは、もちろん無理なことであります。ここで昨年、農業競争力強化関連法案8法案が制定されております。その中で土地改良法等の一部改正法があります。内容は、中間管理機構の借入農地、これを農業者の費用負担なしで改良事業ができるとうたってあります。私これ非常に大事な点だと思うんです。中山間地ではやはり湿地田が多い、そして小さい田んぼが15から20aの田んぼが多いんです。これを今から第2次のほ場整備やっていった中で、30aから50aの田んぼ、大きな田んぼにして効率をさらに高める。さらには、畑作にも転換が、使用者が要望するんならば、そういったことに取り組んでいく必要性をすごく感じます。そうしないと、中山間地域における農業経営は、もうこれから成り立っていかない。こういったところは、可能ならばぜひとも取り組むべきだと思います。いかがお考えでしょうか。可能ならば可能とやってもらいたい。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 土地改良法の改正というところで、議員ご質問のような内容での改正がされたというのは承知をしております。しかしながら、県内でそのようなところについて、ちょっとまだ情報不足かも知りませんが、実施しているというの聞いておりません。また、中山間地でありますので、広い平地部なら可能であるかとは思いますが、山間で、谷が狭いところ、これについては限界があるものではないかなというふうに思います。さらに、この改良法の中での一つの課題としては、換地処分というところがありまして、そこで最終的には所有者には負担がないよということをございますが、換地のときにやはり所有者の了解を得なければならぬというふうなところもございまして、この改正について、すぐ全般的

に適用できて、事業ができるかどうかについては難しいところもあるのではないかと思います  
が、いずれにしても改正法について研究はしてまいりたいと、このように考えます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 本町のほ場整備、ほとんど完了しております。そうした中で、芸北はもう30年ぐらいたって、やはり湿地田、小さい田んぼの解消がこれからの大きな課題なんで、この土地改良法の改正の中で取り組めるものなら、しっかりと本町としては取り組みをやっていきたいんだということをしっかり農水省やら、そういうところへ要請をしていただきたい。それが私の思いでございます。それでは、次の中山間地等直接支払交付金並びに水田活用の交付金制度の継続と今後の課題についてお聞きします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 中山間地域等直接支払交付金は、平場に比べて、中山間地における条件の不利性を是正するため、直接的に所得補償をするものでございます。現在、4期対策として実施され、本町では約2800haにおいて取り組まれておるところでございます。平成30年度の国の予算案に計上されておまして、引き続き実施される見込みでございます。課題といたしましては、この交付単価ですけれども、制度の実施当初と大きな変化がなく、所得補償制度としては交付単価の見直しが必要なんではないかというふうなことも考えておるところでございます。いずれにしても、これ国の制度なんで、要望もしていかなければならないというふうに思います。それから水田活用の直接支払交付金についてですけれども、転作奨励金ですが、水田において加工米、飼料米などの非主食用米、麦、大豆等の作物や地域で振興する作物に対して交付するものでございます。先ほどの中山間地域等直接支払交付金同様、平成30年度国の予算に計上されておまして、引き続き交付される見込みでございます。課題といたしましては、地域で設定できる産地交付金の一部について、より収益、あるいは生産量を増やす取り組みを行わなければならないという追加要件が設けられました。例えば麦の生産におきましては、排水対策、これを必ず行うことというのが追加要件でございます。今後現場において、これらの着実な実施がされる必要があると考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 一昨年、産業建設常任委員会が町内の32の法人にアンケート調査をした中で、経営状況を質問した中、回答30の中で、28法人がこの中山間地域等直接支払交付金があるから故に経営が成り立つと。何とかとんとん、ちょっとプラス、2法人は、これをいただいても赤字だという回答をいただいております。ということは、こうした直接支払交付金がなくなると中山間地域における農業は成り立たない、特に稲作経営。これはもうヨーロッパ型の直接支払交付金を見習いながら、デカップリングですね。生産者が土地を守る、地域を守る、多面的機能を維持することに国が財政負担をしていく流れ、今は消費者負担が主な流れになっていますから、EU型の地域農業経営を守っていくという流れをしっかりとしてほしい。このことについても、大きなこれから議論がされていくんだと思いますが、次に、新しく来年から開設される収入保険制度のことについてお聞きをいたします。これ、まだ余り説明を聞いたという方が少ないんですが、この説明会の開催とか、この制度を導入することによって、どういふふうなメリット・デメリットがあるのか。その点についてお聞きをいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 収入保険制度は、青色申告を行う農業者を対象とし、品目にかかわらず、

経営全体の収入源を保険金で補填する制度でございます。平成31年より実施をされます。また、この制度は、農業共済組合が加入及び支払い等の事務を取り扱う予定であるというふうに伺っております。既に農業共済組合による説明会が1月16日に、この北広島支所において開催をされているというふうな情報をいただいております。町といたしましても、広報でお知らせをするとともに、2月末に開催されました水田農業推進委員の会議においても共済組合の職員をお招きして説明をいただいたところでございます。この制度の導入で何が変わるのかという御質問でございます。メリットといたしましては、水稻共済のように自然災害による収入減でなく、価格低下を含めた収入全体の減少を補填されるというところでございます。デメリットといたしましては、保険金の支払いが税の申告後、その確認後ということになると。少しおくれるということになることなどが上げられます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） この収入保険制度は、原則青色申告者でないこととだめだということをやっていますね。これは農家の約2割程度なんです。青色申告者というのは、切りかえないけんということもあるんですが、あくまでも農業経営のセーフティーネットとしてやるわけで、農家の収入に直結する直接支払いとは性格が違うものでありますから、これまで7500円の10a当たりの直接支払交付金、約715億円ぐらいありました。これを500億円ぐらゐを収入保険制度にすると農水省言ってますけど、2割程度しか入らんかったら、500億円も要らないんですよ。あまり農水省の悪口は言いたくはないんですが、乳製品やら小麦粉、輸入差益、この使い道なんか全然明らかにされてない。こういったところを見ても、本当ちょっと疑いたくなるのは、過去5年間の平均を基準するようになってますね。これ保険制度。この5年間、米の価格は最低ですよ。損益分岐点であろうという米は、60kg当たりが約1万6000円なんです。過去5年間の平均といたら1万円ぐらゐになっちゃうんです。その平均から減収した分を補填しますとって、そんなのは全く話になりませんよ。本当、私は最終的には、この収入保険制度というのは、農業共済に同時加入することができないので、私はメリットは少ないと思います。今までのならし対策とか、そういったものはやめないと収入保険制度に入れない。だから私は、本当にこの制度に加入していこうという農家がどれだけいるのかと疑いたくもなります。私は、農水省、国の考え、今の安倍政権が自ら販路を開拓し、輸出やら6次産業化、競争力のある農業経営の育成が真の目的じゃないかと、そのように私は見えて仕方がない。農林課長、町長はどのようにお考えか、その点について伺います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議員ご質問のとおり、この収入保険というのは、過去5年間の収入の平均、これを基準とするものでございますので、年々収入が下がってくれば、もし収入が下がったときに補填される金額というのも当然下がっていくものであります。いわゆる岩盤的な制度ではないと思います。しかしながら、国の擁護をするわけではないんですけども、自由化というふうな流れ、国際貿易の自由化という流れの中で、いかにして競争力、生産性を上げるかというのも一つの命題であります。そうした中でセーフティーネット、あくまでもこれは直接支払い、デカップリングではなしに、保険でありますので、セーフティーネットを組みながら、農業経営の高度化といいますか、農業経営力を上げて、競争力を上げていこうというふうな国の施策の一つであります。議員のおっしゃられることは町といたしましてもすごくよく分かるところでございますので、だからとって、そちらばかり気にしていると、やはり経営力という

のも落ちてくるということがあるのではないかと思います。両またをかけた形での考え方をしっかりしていかなければならないと、このように考えます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） どうにせよ、過去5年間の平均を基準にするというやり方には、私も賛同できない。やはりできるならば、損益分岐点の米の価格に基づいての差益を補填するというようなやり方をすべきじゃないかということをお聞きしたい。それでは、次の有害鳥獣対策についてお聞きをいたします。個体数削減の対策、また今後の取り組み、大型囲いわなのモデル事業とか鳥獣専門員の配置等、こういったことが可能なのかお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 有害鳥獣の個体数の削減対策といたしましては、有害鳥獣を駆除した場合、一定の要件のもと捕獲補償金を交付するとともに、囲いわな、箱わなの購入経費の一部を補助する制度等により、個体数の削減対策を実施しているところでございます。大型箱わなのご質問ですけれども、箱わなにつきましては、各地域で、大型箱わなではないんですけども、箱わなについては、各地域で設置して、捕獲の実績も上がっておりますが、その反面、管理、この負担も大きいということもございまして、このことでもありますので、囲いわなだけに特化した形の推奨というのは考えておりません。地域の要望、あるいは実情に応じて箱わなも含めて対応していきたいというふうに考えております。それから鳥獣専門員の件でございますけれども、北広島町では、有害鳥獣対策の担い手となり活動していただくよう、本年度から各地区の駆除班員、捕獲班員を実施隊員として任命いたしまして、有害鳥獣の駆除強化に向けて体制を整えたところでございます。次年度以降については、一斉捕獲のほか、活動の強化、講習会等の実施などを検討しております。こちらのほうに注力するため、専門員の設置については現在のところは考えてはおりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） シカとイノシシの個体数は、いくら捕っても捕っても減らない。逆に天敵がない故に増えていくほうが多いという実情がありまして、本当、生産意欲をなくすぐらい畦畔を荒らすということもあります。何とかこれは本当、昨年、長野県の小諸市を私たちも視察に行かせてもらったんですが、その市は専門員を職員として採用し、やっぱりきっちり市を挙げての取り組みによって個体数が減って、またシカをペットフードにして売り上げを出す、こういった取り組みも参考にしていきたいんじゃないかと私は思っております。これは大きなうちの課題だと思うんですが、今後また皆さん、しっかり検討するところだと思います。次に、この対策にシカとかイノシシの牧場をつくって、そこへ小さいウリボウなんかとったときには、すぐ殺さずに大きくして、それから食肉にしようというような猟師さんの考え等お聞きしております。イノシシ牧場とかシカ牧場というのを取り組んではどうかという意見を聞いてるんですが、そういったお考えはございませんか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 捕獲したイノシシやシカ、これを飼うための牧場の設置についてでございますけれども、町としては、増え過ぎた野生鳥獣による農作物被害の軽減のための駆除、これを最重要課題といたしております。駆除対策、捕獲促進対策等に注力してまいります。町として、牧場の設置については現在のところ考えておりません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） やはりウリボウという小さいイノシシ、これをとって、殺しても全然、猟師さんにとっては何のメリットがないと、それはお金にはなるんですが、何とか町有林、周りに柵を張って、小さいウリボウを秋まで育てて、それから肉にして売ったり食べたりするという考え、私は非常にいいと思っております。この可能性をやるべきだと思いますよ。藤原全国町村会長されてた長野県の川上村の村長が言ってました。行政でできんことといたら犯罪ぐらいだと。あとはやろうと思えば何でもできると言われているんですから、やる気になればできると思います。ぜひやっていただきたい。そして、庄原の前衆議院議員の亀井静香さんが農業新聞の取材で、日本の政治から土のおいが消えてしまったと嘆いておられました。やはり日本の国土を守るのは農業ですよ。農業が衰退するということは国が減びるということですから、何にしても農業を守ることが中山間地域の一大穀倉地帯を持っている北広島町の使命でもありますから、しっかりと取り組んでいただきたい。GDP国民総生産の何%、2%も満たないんですよ、農業の生産高。これは昨年9兆円に復活したと言いますけど、パナソニック1社の連結売り上げとほとんど変わらない。だけど、やはり大事なんだということを亀井静香先生は言っておられました。こういった点を踏まえて、町長、やはりしっかり守ろうという農業に対する意気込みを聞かせていただいて、農業のこの問題は、次に移らせていただきたい。町長の所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） この農業問題につきましては、30年度から特に農政改革があるということで、私自身も危機感を持って、これまで対応してきたつもりですし、全国の町村会でも、こうした議論はしっかりして、要望も出してきているところであります。現実にはなかなかそれが前に進んでないという実態はありますけども、先般も農政局のほうから説明に来られた中で、要望もしたわけでありまして、理解はしてくれるんでありますけども、なかなかそれが農政に反映されるというところには至ってない。競争力強化というところの中で、条件不利地に対しての措置的なものはなくなってきているというような状況でありまして、非常に農地を守っていくという中山間地域の中での農業については厳しいものがあるというふうに認識をしております。これも諦めるのではなくて、これからもしっかりと声を大にして国のほうに要望も上げていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 町長、農協の職場にも長くおられたんで、農業のことについては大変詳しい町長ですから、しっかりと取り組んでもらうことを要請しておきます。次に、質問の2点目です。質問の2点目は、北広島町人材育成基本方針と職員採用を問うものでございます。北広島町人材育成方針は、平成21年6月に策定され、この方針のもとに職員のスキルアップ等、さまざまな取り組みを進めてきたとされております。近年、国際化、グローバル化が著しく進展する状況に迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成が極めて重要となってきており、人材育成方針は、平成28年に改定されております。職員の採用につきましては、毎年適切な試験を行い、優秀かつ適材な人材を採用されていると思われまます。町民からは、役場の職員は本町のエリートとも言われており、この町の将来を左右する大きな役割を担っているのは誰もが認めるところであります。また、男女共同参画基本法の制定を受け、女性職員及び障害者の採用や女性管理職の登用も必然的に多くなることが求められております。さらには、専門職の過年度採用等

で、コンサル等に委託しなくても職員によって開発、作成できる案件も出てくるのではないかと考えます。そこで、本町職員の年齢別人員構成におけるバランスと課題についてお聞きをいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 本町の職員の年代別人員構成のバランスと課題でございますが、平成29年度におけます行政職員の年齢構成でございますけれども、44歳を中心に大きな山、人数の多いところがございます。また、38歳を中心に大きな谷、人数の少ないところがございます。このような格差は任用職、係長でありますとか課長職でありますけれども、相対的な過不足を招くおそれがあると、また年齢構成の中で若年層が薄くなっております。そういった課題を抱えております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） それでは近年の高卒、大卒及び男性、女性職員の採用状況について伺います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 5年間の採用の状況でありますけれども、消防職を除いて答えさせていただきます。合計38人でございます。内訳として高卒3人、7.9%、大学卒業35人、92.1%でございます。男性が25人、65.8%、女性が13人、34.2%となっております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） それでは次に、職員数における障害者の割合と、この障害者の今後の採用予定についてお聞きします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 厚生労働省に提出をいたします障害者任免状況通報書というものがございますけれども、これでいきますと、北広島町の障害者実雇用率ですけれども、3.2%、国の法定雇用率が2.3%となっておりますので、これを達成しているといった状況です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 法定雇用率は、これ2.5%に引き上げられるという予定にもなってますけど、それでも3.2ということはクリアしている。クリアしているから、もう要らないということではないと思います。障害者でもしっかり才能があって働ける人もおられる状況がありますので、しっかりその辺も加味していただきたい。次に、女性係長及び女性管理職の割合及び女性職員のキャリア登用プログラム等の作成はされているのかお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 女性の係長及び管理職ですけれども、平成29年4月1日現在ですけれども、女性の係長及び課長補佐の割合21人、38.2%でございます。女性管理職の割合は3人、これは診療所も含めておりますけれども、10.7%でございます。それからキャリア登用プログラムについては、今現在では策定はしておりません。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 係長クラスは21人、38%、これは高い数字だと思いますが、しかし管理職といわれる課長クラスが3人というのは非常に低い、少ないと私は思うんですが、これは能力にも左右される問題であるから、一概には言えないとは思うんですが、平成17年にこの町が合併した当初は、この本会議場、26人当時議員がおりました。全て男性です。執行席側を

見ても全て男性でした。12年が過ぎて、第4期になると16人という少ない議員の中に2名の女性の議員がおられます。執行席を見ると2名の管理職がおられると。大変私は、これは進展していると思いますが、世界的な先進国を見ると、全然少ないんですよ、これ。そうしたことを思うと、ロールモデルという言葉があります。皆さんにお配りしてるんですが、これは自分が働くに当たっての目標、規範となる人をロールモデルというんですが、やはり女性管理職になっておられる方が女性の職員から見て、ああいう管理職になりたいなど目標に持たれるような人がたくさん出るように、これは男性の管理職も当然であります。あんな課長には絶対なりとうないのというようなことじゃ全然それはいかんのですよ。そうした今では、横浜の林文子市長という人が女性職員のキャリア登用プログラムというのを作成されております。これは実際一回読んでいただきたい。管理職を30%に目指しますとはっきりうたってあります。こういうはっきりした目標をつくることは私はまず必要だと思います。能力、当然必要になると思うんですが、そのためにこの人材育成基本方針をつくってスキルアップをするということやっているわけですから、ちなみに、この28年度版の人材育成基本方針は誰の手によって作られて、これは職員に周知徹底されているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） この人材育成基本方針ですけれども、これは職員、総務課が中心になって策定しております。これは公開をしておりますもので、ホームページ等でも誰でもごらんになることができるような状況にはなってます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） ぜひとも、この10ページの中に凝縮された方針、ぜひとも議員の皆様も目を通していただければ、すばらしいことが書いてあります。これをやれば、うちの町は、自治体の中のトップになれるぐらいな人材がそろわんじやないかというようなことがうたってある。実施しないと意味がない。そのためにもぜひとも実施していただきたい。次に、私は専門職の過年度採用、この点について、ぜひとも一考していただきたい。例えば弁護士、統計学、積算設計業務ができる、そういうところで働いた人をこの町の出身者がいるならば、帰ってきてうちの町でその能力を発揮していただけないかということをぜひとも検討すべき、もう時代に来ているんじゃないかと。新しい職員の採用もそれは大切ですが、模範になる、ロールモデルになるような人、これが私は必要になってくるんじゃないかと思うんですが、考えをお聞かせください。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 専門職ということをございますけれども、当町の規模、人員等考えた場合、例示をされましたような専門職を独自で抱えるといったことは非常に難しいのではないかとこのように考えております。専門性の高い業務につきましては、必要に応じて、外部人材の登用でありますとか、外部のほうに委託をするといったことを検討してまいります。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） なかなか、これまでの一般質問でも財政が厳しいということがもう頻繁に出まして、確かに人材を抑制していく中で、こういった過年度採用というのでも難しいかもしれませんが、採用することによって、大きなメリットも生まれてくるという可能性を非常に感じております。そこで近年、非常に合併後もそうなんですが、委託される、特にコンサルに委託される、こういった契約件数とその委託料、このことについて伺います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） コンサルへの契約件数及び委託料ということでございますが、5年間ということなんですけれども、大変申し訳ありませんが、数字のほうが3年間しか今抽出できておりません。委託件数でいきますと1200件ぐらいございますけれども、その中で、コンサルの定義がどうなのかということもありますが、抽出をさせていただきました。これは正確な数字ということには多分なっていないと思いますけれども、件数でいきますと116件、契約金額では約6億8,000万円でございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） これ、コンサルに限ってのことだと思うんで、委託料というのが予算書見ても、どの項目を見ても何々委託料、管理委託料、そういう委託料が、もうこれはどの課を見ても存在する。やはり職員のスキルアップをうたうならば、職員でできること、やっていく必要性をすごく感じております。例えば都市計画の再編の会議も開かれている中で、千代田の中央公民館、新しく新築される予定もあります。ということは、今の公民館を解体しなくちゃいけない。私は前から言ってるように、解体工事なんていうのはコンサルなんかに出す必要なんか全くありませんよ。積算プログラムがあるんですから、それを職員に渡して、図面さえあれば、ボリュームをはじき出せば、それを数値を入れればすぐ計算出てくるんです。ですから、千代田中央公民館の解体費用、図面さえあれば誰でも出せます。だから、こういうのを委託するというのは、私はもう論外だと思います。そういうことによって、私が約1000㎡ちょっとあるのかな、千代田公民館。これの解体費用の積算費用が恐らく五、六百万ぐらいかかるかと思えます。これを職員がやれば浮くんですよ。監理も、解体なんて監理なんてほとんどないんですから。分別解体したものをきっちり処分してますかということを見るぐらいしかない。安全が確保されてますか。このぐらいやると、今から公共施設を30%削減していこうという中で、30%削減というのは解体ですから。この莫大な解体費用をコンサルに委託するというようなことをやめればかなりの金額が浮きます。私はこういったことをぜひとも進めたい。どうでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 確かに委託件数が多いというのは事実でございます。これは外部に委託するほうが有益である、コストもかからないと、また職員ではできないものを委託するという考え方でやっております。議員のおっしゃるように、解体工事については職員でできるという判断がつかましたら、そういったことを進めていきたいと思えます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 総務課長、大変前向きな答弁、これ一步前進ですよ。やりましょう。私本職ですから、たくさんの解体業務を請けて積算しております。鉄筋コンクリートから鉄骨から木造から全て。それもうその積算資料があるわけですから、それに基づけば、誰でもできます。やれることからやっていく。これが私は財政再建のまず一步じゃないかと思えます。厳しい財政状況の中で、こうした職員一人一人が能力を向上させる、スキルアップする。そうした中で、歳出を抑制して歳入面を増やしていく、こういった努力をすることが財政再建の一番の肝心な第一歩だと思います。最大限の努力をした上で、やはりどうにもならなくなったという状況が出てきたときに初めて職員、申し訳ないが、ちょっと協力してくださいというお願いをする。これは最後の手段だと思います。私が今言ってることが間違いだと言われるんなら答弁してく

ださい。

- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 間違いということではございませんけれども、先ほども申しあげましたように、職員でできることは職員ですべきだと思います。ですが、これはできないという判断をした場合には、委託なり、外部のほうに発注するといったこととなろうと思います。
- 議長（伊藤久幸） 宮本議員。
- 7番（宮本裕之） 何か答弁になってるようで、なっていない感じがするんですが、やはりやるべきこと、できるべきことをしっかり取り組んでいく、これは私たち議会人も一緒です。合併前の定数54人から今3分の1以下の16人まで身を削ってきてます。職員の定数をいきなり減らすことは無理です。ですが、職員の一番身近である手当とか給与を1%、5%カットすることは可能であります、やはりそこは最終な手段だと思って、目的は違う、目的は、やはり職員個人一人一人の能力を上げることがこの町の最大の目的です。そういった考えに基づいて職員の育成をしてほしい。この点について町長どのようにお考えか、最後に所見を求めて、私の質問を終わります。
- 議長（伊藤久幸） 町長。
- 町長（箕野博司） 第2次北広島町長期総合計画でも人づくり、そして協働のまちづくりを基盤として進めていこうという打ち出しをさせていただいておるところであります、人づくり、これは町民の間でも人づくり、また職員も人づくり、長い目で見たときは、この人づくりが一番大切なものであると認識しております。人づくりがうまくいけば、おのずといろんなことが進んでいくものだと思っております。今後も職員、町民の皆さんと一緒に、まちづくりができるよう、人づくりを進めてまいりたいと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 宮本議員。
- 7番（宮本裕之） 町長、人格が現れる答弁だと思います。ぜひとも、うちの町は、日本どこに出ても誇れる人材がそろっていると私は確信しております。しっかり財政再建も含めて、この町、いい町、日本一住みよい町に取り組んでいただくことを願って終わらせていただきます。
- 議長（伊藤久幸） これで宮本議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案の撤回

- 議長（伊藤久幸） 日程第2、議案の撤回についてを議題とします。議案の撤回について説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案の撤回について説明します。議案第17号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例におきまして、改正前の条例の一部に改正漏れがあり、修正の上、再度提案をさせていただきたく、議案の撤回を申し出るものであります。議案の提案に当たりましては、今後十分な精査を行い、このようなことのないよう再発防止に努めてまいります。撤回につきまして、よろしく願いをいたします。
- 議長（伊藤久幸） これをもって議案の撤回の説明を終わります。お諮りします。ただ今議題となっています議案の撤回についてを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、議案の撤回についてを許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第57号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第3、議案第57号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第57号について説明します。追加提出議案集のほうをお願いします。1ページであります。議案第57号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、介護保険法の改正及び介護保険料の改定に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。詳細につきましては担当課から説明します。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第57号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について、保健課からご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。今回の改正の理由は、低所得者に対する介護保険料の軽減額の引き上げが先送りになったことに伴う改正及び介護保険法の改正、第7期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定により、介護保険料を改定するためのものがございます。第1条でございます。第6期の期間では、国が消費税引き上げによる財源確保を前提に公費を投入して低所得者の保険料を軽減する仕組みを作りました。平成27年度、28年度については、保険料段階が第1段階の方の保険料率については、保険料軽減のため、保険料基準額に0.45を乗じた額の3万4245円としました。平成29年度は公費投入による保険料軽減がさらに第1段階から第3段階の方へ拡充される予定でした。しかし、消費税10%への引き上げが延期されたことにより、平成29年度における保険料の軽減は、第1段階の方のみとなりました。そのため、町条例第2条第5項の平成27年度から平成28年度までを、平成27年度から平成29年度までに改正するものがございます。なお、第1条の規定による改正後の北広島町介護保険条例の規定は、平成29年4月1日から適用いたします。次に、第2条でございます。現行の第1号被保険者の介護保険料を介護保険法に基づき策定した第7期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画で定めた保険料に改定するものがございます。なお、この条例は、平成30年4月1日からの施行といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については後日審議、採決を行います。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで散会いたします。次の本会議は20日の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 33分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~